

35ページ

平成29年1月1日の改正実施により、65際に達した日以後に新たに雇用されるものは、雇用保険の適用者となります。

■雇用保険

(1) 目的：労働者の失業、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、就職の促進、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上等福祉の増進を図ることを目的とする。(雇用保険法1条)

(2) 保険者：政府

(3) 被保険者：

適用除外者は、(雇用保険法6条)

- ① 1週間の所定労働時間 20 時間未満である者
- ② 同一の事業主の雇用保険適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者で、次のいずれかに該当する者
 - ・ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であっても 30 時間未満である者